



センタートピックスは、地域班連絡員の皆さまが地域班会議の際などにも活用していただけるよう情報提供させていただくものです。センターの現況・動向などの情報を盛り込んでいます！

会員専用アプリ「smile to smile」の登録はお済みですか？

8月から支部だよりや配分金明細書の送付がなくなりました。

Smile to Smileに登録している方は、毎月20日頃に情報が届きます。

(就業情報や特別な情報は、随時掲載されます)

就業情報を見て仕事の申し込みをしたい。
仕事をした配分金を確認したい。
互助会の行事に申込みたい。

これ全部「Smile to Smile」でできますよ。



「お知らせ」にはセンターからの情報が届きます。「支部ニュース、就業情報」や「シルバーなごや（年3回）」、「互助会行事案内」をご覧ください。スマホなら鮮やかな色でご覧いただけます。(毎月20日頃配信)

👉 チラシを見るには「こちらからチラシをご覧ください」を押してください。
↑ これを押さないとチラシ等を見ることができません。安心して押してください。

支部を超えた「就業情報」をいち早くご覧いただけて、スマホから就業の申込みができます。(随時新しい情報を配信しています)
* 就業決定の連絡は、就業を所管する支部から電話で返事がきます。

配分金明細書がすぐにご覧になれます。(毎月中旬に配信)

請負の仕事に就くと「就業条件」が明示されます。(一部職種を除く)

「Smile to Smile」は、センターとシステム契約を結んでいるNRI社会情報システム(株)が開発したインターネットを利用したシルバー専用のホームページで、セキュリティーには万全を期していますので、安心してお使いいただけます。(怪しいページにはつながりません。)

Smile to Smileを未登録の方・スマホやパソコンをお持ちでない方へ

①お持ちのスマホへ「Smile to Smile」の登録をお手伝いします。

個別登録相談会の日程は、センターへお問合せください。

*センターホームページでも日程を案内しています。ご自分で見れない方はご家族に閲覧をお願いします。

ホームページはこちら



②スマホやパソコンをお持ちでない方は、ご家族のスマホやパソコンでも登録できますので、家族とご相談ください

※ご家族もスマホをお持ちでなく、Smile to Smileの登録ができない方が、配布物をご覧いただくには、センター(本部・支部どの事務所でも可)に直接お越しいただいて、閲覧していただくことも紙でお渡しもできます。(毎月20日以降) *配分金明細書の受取希望の方は、会員証をお持ちください。

「フリーランス法」の施行を踏まえて シルバー人材センターの契約関係を見直しています。

2月支部だより
同封チラシの
続報です。

当センターでは、令和6年11月の「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）の施行に伴い、厚生労働省から示された「シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針」に基づき、会員が請負・委任の形態で就業する場合の契約方法について発注者の種別ごとに見直しを行っています。
※派遣事業は対象外です。

現在の請負・委任の契約は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する形態であり、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっております。

会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できるようにするため発注者・センター・会員間の契約関係を見直し（下図参照）発注者と会員との間で業務委託が行われる形式に順次変更しています。

なお、この見直しにより、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じますが、事務はセンターが行いますので、皆さんの日々の働き方が変わることはありません。今まで通りの就業をお願いします。

*この変更により、会員の報酬分（会員業務委託料）については、仕入れ税控除ができなくなるため、消費税課税事業者の発注者には、その分をご負担いただくこととなります。（該当する発注者にはセンターから説明します）

※フリーランス法「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」とは？

個人が事業者（フリーランスのこと。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境整備を、業務委託をする事業者（発注者のこと）に対して、仕事の内容や報酬等の明示が義務付けられています。（実務はこれまでどおり、センターが行います。）

新たな契約方法への変更時期は、発注者様の種別ごとに行っています。（会員の働き方には変更はありません）

発注者種別	変更時期	変更点
個人・家庭	令和7年2月に変更済み	履行確認書の記載内容が一部変わっていますが会員が記入する箇所は変更ありません。 また、会員の働き方には変更ありません。
自治会、マンション組合等	令和7年4月に変更済み	
民間企業・公社公団・公共	令和8年4月（予定）	8年4月就業分から契約方法が変更になり、上記同様に履行確認書が一部変更になりますが、会員が記入する箇所や働き方には変更ありません。

